

境界としての江戸城大手三門——門番の職務と実態——

岩 淵 令 治

はじめに

江戸城の城門は、城を防衛するとともに、都市空間を分節するいわば都市と城の境界装置だったといえよう。

その職務の概要は、すでに松平太郎によって「城門の出入を掌握し、異変に備ふるを本務とす、門扉開門閉門、門内の清掃、打水、破損修理の掃出等総て一門の用務を兼ね務む」と完結にまとめられている⁽¹⁾。また、参府大名の軍役や江戸の軍事力という視点からの検討や、番人の雇用化・請負化の検討がなされてきた⁽²⁾⁽³⁾。

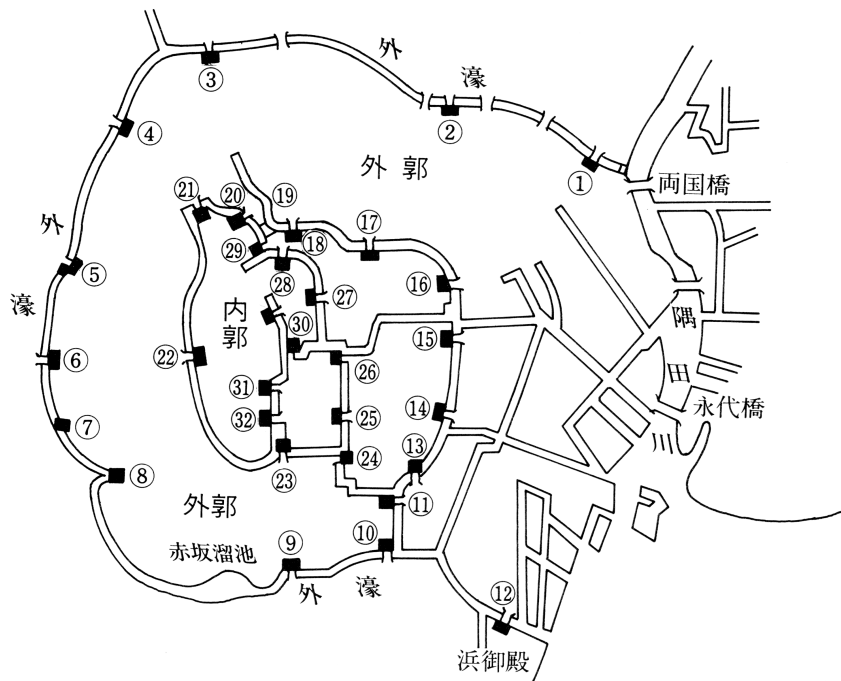
しかし、従来の研究では、本来の防衛という性格を重視しがちであり、⁽⁴⁾「泰平の世」で形骸化したとして、境界としての機能は留意されず、その職務や実態については十分な検討がなされてこなかった。権力の象徴としての江戸城の装置や儀礼の演出という機能⁽⁴⁾、あるいは江戸城の空間構造と都市の拡大の関係(内曲輪→外曲輪→御府内)という指摘⁽⁵⁾はあるものの、その職務と実態の詳細は不明なままであった。

そこで、筆者は江戸城門番の具体的な職務と実態について内曲輪門を中心に検討した⁽⁶⁾。そして、門番は、江戸城の儀礼の場面で機能し、またとくに町などに面している内曲輪門の場合は都市空間の番として機能したことを明らかにした。さらに、機能低下は請負のみならず、幕府が担当する各藩の判断に委ねたことにもよること、ただし幕末の非常事態において海防体制などがとられる中にあっても、門番は廃止されなかった

ことを指摘した。本稿では引き続き、大手三門(大手門・内桜田門・西丸大手門⁽⁷⁾)をとりあげ、⁽⁸⁾「泰平の世」における門番の職務の詳細と実態の解明をすすめたい。

江戸城の「城内」・「城外」の最終的な境界装置としての門は、東は大手三門(後掲図1 27・30・32)とその間に配置された幕臣担当の31坂下門、北は幕臣担当の28平河門、そして西は吹上御殿の西境にある幕臣担当の番所(西番所など)であった。狭義の「城内」は、本丸・西丸御殿と吹上御殿と言ってよいだろう。そして、これらの門と内曲輪門一五門(後述)との間の区域は、町人も通行することができた。前稿で指摘したように、吹上御殿と堀の間の道も、内曲輪門の半蔵門より竹橋門まで通行可能であった。ただし、これらの区域は、通行時間の制限のない外曲輪門とは異なり、夜間の通行が制限されるという点で、「城外」部分の中の「城内」とのいわば境界領域だったといえよう。そして、最終ラインの門の中でも大手三門は、登城の際のいわば正門として開かれた、都市社会との重要な最後の接点であった。この点で、内曲輪門とは、性格の相違が想定されよう。

以下、門番役の概要を確認し(一)、一八世紀末作成の庄内藩の大手門番のマニュアルから制度の詳細を整理したうえで(二)、内桜田門の「置帳」⁽⁹⁾を中心に勤務の実態をみていきたい(三)。



* 岩淵「泰平の世の『番』」(『江戸の危機管理』、新人物往来社、1997年)より転載。
 * 番号は表1の番号と対応する。

図1 江戸城外門の門番

表1 江戸城外門の門番一覧

| 格 | 番号 | 門 | 格 式 | 人 数・武 器 | | | | | | |
|----|------|------------|--------------------------|--------------------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| | | | | 侍 | 鉄炮 | 弓 | 長柄 | 持筒 | 持弓 | |
| A | 27 | 大手門 | 譜代大名 10万石以上 〈7・8万石の場合あり〉 | 10 | 20 | 10 | 20 | 2 | 1 | |
| | 32 | 西丸大手門 | 譜代大名 10万石以上 〈6・7万石の場合あり〉 | 10 | 20 | 10 | 20 | 2 | 1 | |
| | 30 | 内桜田門(桔梗門) | 譜代大名 6・7万石 | 10 | 15 | 10 | 15 | 2 | 1 | |
| B | 23 | 外桜田門 | 譜代大名 3~5万石 | 5 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 26 | 和田倉門 | 譜代大名 2・3万石 | 5 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 25 | 馬場先門 | 譜代大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 17 | 神田橋門 | 外様大名 5・6万石 | 5 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 18 | 一橋門 | 外様大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 29 | 竹橋門 | 譜代大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 21 | 田安門 | 譜代大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 22 | 半蔵口門 | 譜代大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 24 | 日比谷門 | 外様大名 3万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 14 | 鍛冶橋門 | 外様大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 15 | 呉服橋門 | 外様大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 16 | 常盤橋門 | 外様大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| | 19 | 雉子橋門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| | 20 | 清水門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| | C | 13 | 西番所〈半蔵門内代官町〉 数寄屋橋門 | (寄合 4000石~1万石) 万石以下寄合 | (3) | (5) | (3) | (5) | (2) | (1) |
| 10 | | 幸橋門 | 外様大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| 11 | | 山下橋門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 8 | | 赤坂門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 6 | | 四谷門(山手門) | (寄合 3000石~5000石) | (3) | (5) | (3) | (8) | (2) | (1) | |
| 5 | | 市ヶ谷門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 4 | | 牛込門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 3 | | 小石川門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 9 | | 虎ノ門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 2 | | 筋違橋門 | 万石以下寄合 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | |
| 1 | | 浅草橋門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 12 | | 浜大手門 | (寄合 5000石~1万石) | (3) | (5) | (3) | (10) | (2) | (1) | |
| | 新橋 | 外様大名 1・2万石 | 4 | 10 | 5 | 10 | 2 | 1 | | |
| | 内竹橋門 | 万石以下寄合 | 3 | 5 | 3 | 10 | 2 | 1 | | |

* 『柳營秘鑑 一』(汲古書院、1981年、68~69頁)より作成。()の記述は、『殿居糞』(天保11(1840)刊)による。

* 格のA=大手三門、B=内曲輪、C=外曲輪。番号は図1と対応する。

一 門番役の概要

江戸城門番には、幕府の番衆が担当する「御城内御番所」と、大名・寄合以上の旗本二家が一〇日おきに交代で担当した城外の「大手御門方外曲輪諸番所」があった(図1・表1)。

「御城内御番所」については正確な数は不明である。本丸御殿に至る中雀門(玄関の手前)―中之門―大手三之門(下乗場)が最重要であり、管見の限り、同時代史料における番所数はおおよそ三〇門である。

一方、城外の門については、寛永末年には大手門の譜代大名の勤役が成立し、基本的な機能も正保二(一六四五)年の上田藩が外桜田門番の勤務中の時点には成立していたが、法令上で制度的に整備が認められるのは、正徳・享保初年のことである。とくに、享保六(一七二二)年に定められた武器・人数と職務(「御定書」)が幕末まで基本法として機能した。¹³その基本法では、門の重要度から、A大手三門(27大手門・30内桜田門・32西丸大手門)とB内曲輪一五門(13・26・29)・C外曲輪一一門(1・6・8・11)の三つに分けて規定を設けている。基本的な職務は、門の開閉と通過者の確認、さらに門内外の掃除や空間の管理、そして將軍や外交使節が入りする儀礼の場の維持、火災発生時の防火であった。ただし、それぞれの門では、詰める人数や武器(表1)、開門時間や職務内容の詳細が異なっていた。

B内曲輪門では、幕閣の屋敷のある西丸下ほか北の丸の出入りにかかわる門(23外桜田門・25馬場先門・26和田倉門・29竹橋門)に譜代大名が、大名小路や大手前より外側の門に外様大名が配置された。またC外曲輪門は、10幸橋門以外は旗本の寄合が任じられた。開門時間は、Bは外門は一日中、内門が卯刻より酉刻(六時〜一八時)でくりくり戸が子刻(〇時)まで、Cは外門・内門とも一日中であった。また、酉刻より卯

刻(一八時〜六時)まで女性の通過者の手形改を行った。

これらに対して、最も重要視されたのが、本稿でとりあげるA大手三門である。門番には大身の譜代大名が任じられた。大手三門の門は、すべて卯刻より酉刻(六時〜一八時)しか開かれなかった。そして、登城を許された者以外の通過は許されず、登城者ですらほとんどの供を門外に残さなければならぬ。「下馬札」の先に置かれた最終ラインの門だったのである。

享保六(一七二二)年間七月の規定によれば、大名の格にかかわらず、下馬より下乗の橋の間で許されたのは侍四〜六人・六尺四人・挟箱持二人・草履取一人・箕箱持一人で、雨天の際に傘持一人の追加が認められるだけであった。¹⁴このため、大手三門の前の広場(「下馬先」)には主人の帰りを待つ者たちが充満した。さらに、一斉に登城する大名たちを見られる江戸名物として「下馬見物」の人々であふれかえり、こうした「供待」や見物客を当て込んだ商人たちでにぎわう場となっていたのである。¹⁵

二 大手門の職務

門番の職務は、基本的には先述した享保六年の幕府の基本法(御定書)に則って遂行されたが、実施に関してはさまざまな細則が存在した。ここでは、天明三(一七八三)年に原本が成立した庄内藩士の大手門のマニュアルから、職務の詳細を見ていきたい。

1 日常の職務

(1) 門番の空間構造
まず、門番所の構造をみよう(図2)。門は桁形門の形式をとり、冠木門(以下外門と略記)と櫓門(以下内門と略記)の二重の門があった。

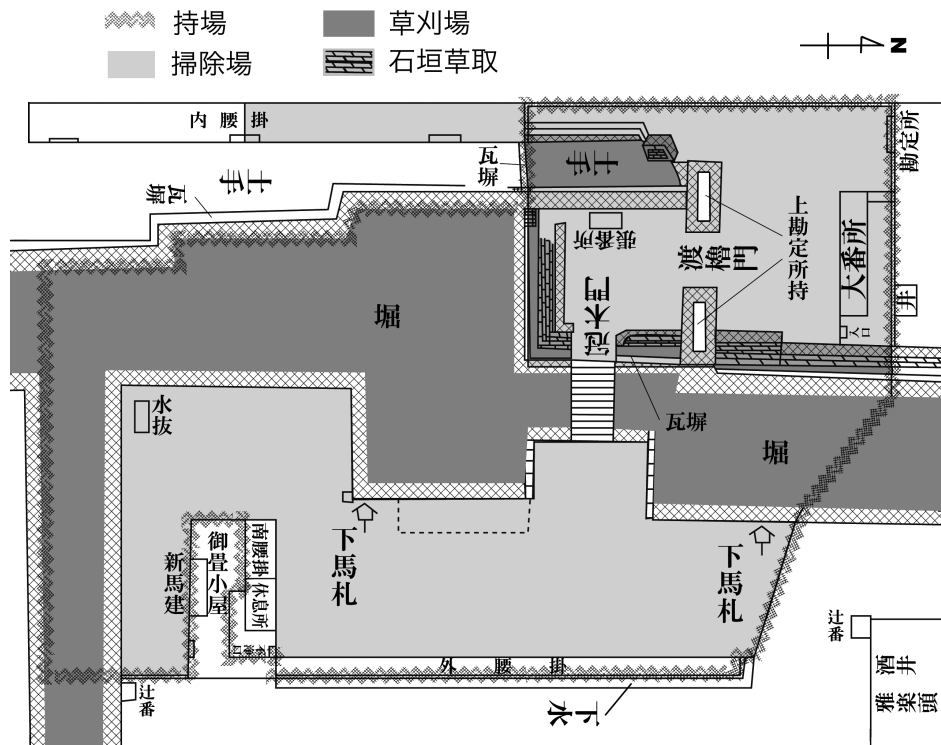


図2 大手門番の持場（「大手御勤番中絵図」〈鶴岡市立郷土資料館蔵〉より作成）

外門の外には、下馬札が二枚あり、下馬先には供待のための外腰掛と南腰掛、馬を繋ぐための新馬建といった施設が置かれていた。外門を入った枡形には張番所が置かれ、さらに内門を抜けると右に大番所が置かれた。大番所は詰所で、上之間・中之間には、現場の最高責任者である番頭を筆頭に勤番中の対応を判断する物頭・目付・番士ら藩士が詰め、下之間（「鉄砲番所」・「幕下」）には、外から見えるように番所前に整然と並べられた長柄をはじめ、自家の武器類が備えられ、足軽を統括する足軽小頭が詰めた。大番所の隣には下勘定所があり、本丸玄関へと続く大手三之門の手前の下乗橋の前には、供待をする者のために内腰掛が設置されていた。

大手門番は、門の出入を管轄し、さらに堀も含めてこうした内門内の内腰掛より外門外の南腰掛・外腰掛の範囲を「持場」として、空間の管理を担った。日中には、橋台の左右に置かれた下座台（鶴首御橋台左右下座台）・枡形内の番所（舁形張番所）・内門（渡御櫓御門下東之方）、および大番所隣にあった勘定奉行所入口に日中置かれた箱番所（下勘定所入口箱番所）、内門内の内腰掛とその北の方の土手下、門外の外腰掛の三方所（北角・中腰掛・不浄口）および新馬建に番人が配置された。また、夜間は外門内に箱番所を三つ設置し、門内の内腰掛と外腰掛の一方所（中腰掛）・新馬建て番人が、大番所の間で番士が不寝番を行った。

(2) 門の開閉

日常の職務の第一は、門の開閉である。門の開閉の準備は、早朝每晚七半時より始まる。まず、内腰掛の足軽番人より大番所幕下の足軽小頭に時刻の触れが伝えられ、準備にかかる。江戸城の明六時の太鼓が鳴ると、大番所の物頭らに連絡し、夜間に出していた挑灯台・箱行灯・箱番所を撤収する。そして、内門を開け、外門の海老鍵を外し、橋台より内

門まで立番を配置した上で、外門を開いた。

閉門の準備も夕七半より始まる。下乗橋手前の百人組出番所より挑灯台が出るのを見て、中間小頭が所定の場所に台行燈六基・台挑灯二四張、さらに箱番所を外門内に三基（北の方に六尺四方の番士の箱番所を一基、並べて足軽帳付箱番を一基、南の方に足軽休息所箱番を一基）設置し、上番所へ連絡のうえ、内門を閉じた。照明の点灯も百人出番所の様子を見て行った。また、上番所は内門の閉門とともに戸・障子を立て、中之間の障子を一問開いて番士二人が半夜代りて不寝番をした。そして、暮六時前に百人出番所の辺りに中間小頭が様子を見に行き、鍔御門の冠木門の閉門を確認し、戻って高声でこれを伝えた。この連絡を受けて中間が内門・外門を閉じた。

さらに、夜五時になると、触承り使役が百人番の出番所で待機し、江戸城での幕臣の夜勤の終了（「御夜詰引」）を確認すると、直ちに番所に高声で報告した。夜詰終了後は、物頭・目付・徒目付・足軽小頭・棒下げの足軽二人・提灯持ちの中間二人が門内外の持場を見廻り、立ち会いのもと目付の指示で足軽小頭が外門の海老錠と躑を完全に施錠した。鍵は門内の箱番の鍵番に預けられた。ただし、内門（御櫓御門）の躑は夜通し開けていた。

このように、大手門の開閉は通行の関係から大手三之門と連動して行われた。

（3）通行の取締

次に、日常の職務として重要なのが、通行の取締である。城内へ通ずる大手門の場合、通行先・通行者は限定されていた。まず、通行先は、大手門より下乗橋前であった下勘定所のほか、大手三之門（鍔御門、下乗門）、同門内の二之丸銅門、本丸玄閤とそこに至る中雀門・玄閤前門（御櫓）、富士見宝蔵、金蔵、埋門、蓮池門など本丸と大手三之門の

間の諸施設であった。西丸・坂下門・紅葉山や、平川門・矢来裏門への通行は禁止された。

こうした行き先への通行を許されたのは、まず「大手御番所両冊御門帳」（「大手扣」）に記載された幕臣や役職者、そして江戸城への出入町人である。一冊は、職務で恒常的に出入する「常出入」の帳面で、「凡五十一号」が記載されている。正月朔日・二日・六日は当番・加番の与力・同心は夜七時交代で、それ以外は七半時に通すこととされた。

もう一冊は災害の際に出入する「火事地震出入」に関するもので、「凡百三十余号」であった。さらにこの両冊に追加された「御張紙」の者がいた。（「御張紙常出入」・「御張紙火事地震」）（表2）。通行者は通行にあたり、「御鑑札」、さらに時限的な「紙御判鑑」を提示した。鑑札の発行数は計四〇枚である。また、紙判鑑には、所持者と有効期間、印鑑・判鑑・紙判鑑・合印の違いがあった⁽¹⁶⁾。

このほか、臨時の通行で関係役所より連絡（御口上）・「御断」があった者が通行を許された。

また、雨天の時は下馬より内は「軽御給人衆又ハ町人駄之者迄」低い下駄・傘・雨合羽・蓑・菅笠の使用は認められたが、晴天時は「下駄・笠・被り物又ハ扇子かさし候者」は制止された。

さて、通行者は、夜詰終了前までは昼の許可で通行可能であったが、夜詰終了以降は常出入と当日夜の断があった者に限られた⁽¹⁷⁾。百人組の大手三之門ですでに改めていても、夜詰終了後に大手門から出ようとする場合は、断が必要であった。外門内の箱番には、常出入の早見帳（「常出入御断写いろは寄帳」）を備え、さらに連絡を受けて上番所の番士が作成した「当夜御断之」の「端書」を番所に貼り、対応にあたった。また、断りがなく急に出かける者があらわれた際には、番頭より行先の門に連絡を回した。

表2 大手門の通行者（前掲「大手扣」二より作成）

| 格 | 対象者 |
|---------|--|
| 常出入 | 両御丸御老中、御側御用人、両御丸御若年寄（但西丸ハ御役名）、両御丸御側、両御丸御小姓、両御丸御小納戸、両御丸御留守居、両御丸御醫師、両御丸御右筆組頭、両御丸御右筆、両御丸御敷御用人、両御丸御式御用達、両御丸御老若御家来（夜中判鑑引合）、御側御用人中、大目付、御留守居番、御目付、小普請奉行、御小戸目付、林内記、富士見・御置蔵番之頭、吹上御花畑奉行・支配之者とも、吹上添奉行、御徒目付組頭、御徒目付、御同朋頭、御同朋頭、駒場御栗園預、大納言様御伽、御三卿御家老、御三卿小人目付、田安・一橋用人、清水近習番、御部屋様御用人、御部屋様御用達 |
| 火事地震出入 | 御留詰、両御丸御老中、御側御用人、両御丸御若年寄、所司代、大坂御城代、両御丸御側、両御丸御留守居（但西丸ハ御役名）、寺社奉行、御奏者番、本番・詰番・御供番 御書院番頭・同組頭・同組中と力同心共（但組中と力同心者昼之内当番斗）、本番・詰番・御供番 御小姓組番頭・同組頭・同組中（但組中ハ昼之内当番斗）、詰番 新番頭・同組頭・同組中（但組中ハ昼之内当番斗）、御徒頭・同組共、小十人頭組中（御供番・詰番組中共、但當番ハ昼之内斗）、御留守居番、両御丸御小姓、両御丸御小納戸、両御丸御醫師、両御丸御右筆組頭、奥御右筆、大目付、御目付、御使番、町奉行、御勘定奉行、御勘定吟味役、御作事奉行、御普請奉行、中御小姓、中御御番、百人組之頭・与力・同心、御持筒頭・与力・同心、御腰物奉行、御納戸頭・同組頭・同御番・同組同心（同心ハ頭断次第）、御腰物方・同組同心、御鉄砲方・支配之者・組与力・同心共、御具足奉行・同心共、誦語文九郎・村松四郎兵衛、御馬方、御番醫師、小普請方、小普請改役、御作事奉行、御細工頭・支配之者共、富士見・御置蔵番之頭、御金奉行手代・同心とも、御右筆組頭、御右筆、両御丸御膳奉行（支配同心とも西丸ハ無之）、両御丸御賭頭（但支配とも、支配之者別段判鑑引合）、両御丸御膳所御台所頭、両御丸表御台所頭（但支配とも、支配之者別段判鑑引合）、御同朋頭、御同朋、両御丸奥坊主組頭、奥坊主組頭並、奥坊主組頭格、奥坊主、表坊主（頭判鑑引合）、御数寄屋頭、御数寄屋坊主、露次之者（頭判鑑引合）、御徒目付組頭、御徒目付、御小人目付、火之番組頭、火之番、御貝太鼓役、御徒押、御小人押、御桃灯奉行（當番之外二人）、御大工頭（御扶持人大工召連、但御扶持人大工斗道々御改判鑑引合）、黒鉄之者頭・組とも、御掃除之者頭・組とも、御中間頭・組共、御小人頭・組とも、御駕籠頭、御駕籠之者、奥御庭役、奥御庭役下役同支配、御休息御庭之者、二丸御留守居二丸御面達、二丸表坊主・同露次之者（支配之者ハ御同朋頭判鑑引合）、御書院番頭（大納言様御供ニ罷出候）、御書院番組頭（同断）、大納言様御伽、御三卿家老、御三卿小人目付、田安・一橋用人、清水近習番、両御丸御式御用人、両御丸御式御用達、御式番番之頭・添番・伊賀之者・御下男頭・御下男組頭・御小人御下男、御部屋様御用人、御部屋様御用達 |
| 御張紙常出入 | 御賭頭（夜中支配之者共各判鑑引合）、御賭御豆腐役1人・六尺3人（夜中八時 ⁷ 七時過迄）・新組6人（夜中道々）、二丸御留守居支配 同心・御小人（二丸ニ御目付不立合候節 ^者 二丸御留守居断次第二）、西丸御賭頭、御鷹之上烏宰領6人（但持人共夜中）、善悦養子岡本善与、御馬方誦語部三之助・支配之者共、小普請方目付役松村清右衛門・中嶋兵右衛門（昼之内）、西丸御式御用部屋書役4人、駒場御栗園預植村左源治、田安御借御用人竹本要人、奥義養子数原奥伯、西丸御徒目付組頭・御徒目付・御小人目付、奥御醫師善甫仲松本良庵、同長庵伴村田寿庵、西丸御目付、文九郎俣誦語部八十郎、数原玄伸・浅井休徹、宮内卿殿御伽西坂百吉・松井庄次郎（家来計通候節 ^者 御留守居中判鑑引合）、宮内卿殿用人本目權右衛門・根來茂右衛門・近藤助八郎・松浦頼母、宮内御殿小姓内藤造酒之丞・荒木楠六・前田治右衛門・岡山主計・酒井松之助・水之又蔵、村松四兵衛支配共、四兵衛伴村松代七、御賭調役吟味役、田付四郎兵衛組与力同心、御式御用人支配御侍・仕丁組頭・仕丁之者6人、西丸御式伊賀者吟味役渡辺新八郎・飯久忠蔵、西丸御式式番番之頭（火事地震其外御用之節）、大御所様御附奥儒者徳力藤八郎、馬医見習桑嶋吉郎右衛門、御休息御庭番明楽源之丞・高橋五左衛門・宮地六右衛門・西村忠三郎・高橋兵四郎、法心院殿・蓮乘院御使、西丸御式御用部屋吟味役植野新八郎・関根幸七、御式御用人支配両御番様御庭番3人・小十人格御庭番5人、栗本瑞見、小普請方吟味役4人・同手伝役5人（昼之内自分断次第、火事地震不限昼夜）、寄合醫師伊藤高雪（御誕生被遊候ハ・御向被仰付候ニ付御式ハ）、御鷹匠頭戸田五助・内山七兵衛、御鷹匠并同心、御作事方改役假役御徒8人（昼計、火事地震之節不限昼夜）、御式御用人支配御式御用部屋書役5人、同吟味役3人、御休息御庭之者支配倉地政之助并支配、西丸御休息御庭之者支配梶野平九郎・同人支配之者（支配之者判鑑引合、宜候節ハ支配御紋付高挑灯を以出入之御断）、小普請方改役・假役・御徒4人、安祥院殿用人・用達、小普請組設案忠十郎支配岡甫庵、多紀安元、小石川御栗園預芥川小野寺、宮内卿殿御用人本目權右衛門（家老並之通）、三之助俣見習誦語部鍋五郎、御式御小人下男、大藏卿殿用人、田安旗奉行用人助中嶋大膳、御式御用人支配御用部屋伊賀格吟味役、同御用部屋書役、御馬預鶴見忠兵衛・高藤兵右衛門、寄合伊達本堂、御馬預荒木又左衛門、御普請方下奉行2人・同改役4人・同肝煎役3人・同同心10人・同地割棟梁10人（昼計、火事地震不限昼夜）、田安用人見習高井多宮、小普請組戸川山城守支配組御醫師並田宮元長、御留守居御式御用達並2人、同御部屋様御侍・同御式御用部屋書役並、同御部屋様御御昇之者・組頭3人、御與昇20人、御式御用人支配松姫君様御侍・同仕丁之者組頭3人・仕丁之者20人、奥醫師忠玄梓坂春達、高智梓古川玄徳、田安附高嶋朔庵（年始五節月次罷出稚姫君様御何茂仕御式ハ罷出候） |
| 御張紙火事地震 | 大手方火之番、桜田方火之番、吹上上覧所前詰火之番（家来判鑑引合）、外桜田門番（家来判鑑引合）、紅葉山火之番・神田橋御門番（家来判鑑引合）、御豊奉行1人・御大工頭1人・下奉行1人・植木奉行1人・御被官1人・勘定役4人・小役書役共2人・植木同心4人・定普請同心9人・大棟梁1人・大工10人・意之者20人・火防道具持人足4人・夜中御蠟燭配書役1人・夜中挑灯持人足3人、小普請方伊賀之者3人・小普請方手代12人・小普請方改役下役4人・小普請方物書役3人・小普請方御掃除之者6人・小普請方大工棟梁1人・小普請方方代下役4人・小普請方方代下役4人・二丸火之番（家来者判鑑引合）、二丸火之番家来（為使御徒目付當番所迄判鑑引合）、小普請方・小普請方改役・小普請方吟味役・小普請方御徒定假役・小普請方伊賀之者組頭・小普請方吟味手伝役・小普請方手代組頭・小普請方改役下役組頭・小普請方伊賀之者・小普請方手代・小普請方改役下役・小普請方御掃除之者・小普請方大工棟梁・小普請方職人・小普請方方代（職人）人足ハ判鑑引合、二丸迄）、御馬方、西丸火之番組頭・火之番、御番醫師 本道・外科（2人 ^ず 二丸 ^ハ ）、西丸切手御門番之頭・同心、西丸奥坊主組頭・奥坊主・奥六尺・表坊主組頭・表坊主・表六尺、西丸御同朋頭常阿弥・盛阿弥、西丸御敷敷添番・西丸伊賀・西丸進上番・西丸御用部屋下吟味役・西丸御小人・西丸御下男（頭・組頭とも）、西丸火之番・西丸御台所人・西丸小間使、西丸長屋御門番人・西丸長屋裏 ^ノ 戸番人、大納言様御納戸組頭、大納言様御納戸御番・大納言様御納戸組同心、西丸御駕籠頭組共、西丸表御右筆、西丸御書院番頭・西丸御書院組頭、西丸御小姓組番頭・西丸御小姓組頭・西丸御小姓組中・西丸新番頭・西丸新番組頭・西丸新番組中・西丸御徒組共・西丸小十人頭・西丸小十人組中、西丸御腰物方・同心、西丸御納戸組頭、西丸御納戸組御番人・西丸御納戸組同心、御馬乘 |

一方、不審者・荷物については番人が声掛けを行った。昼夜を問わず通行・通過が許されなかったのが「独山伏、独僧、女、犬、猫」と「御馬」を除く馬である。また切手がなければ、武器類(弓、鏑、具足、腰物(筒入・袋入・箱入・引膚入)、矢玉箱、幕串)、古鉄物類、古帳類、根付、建築材(竹木類、板、古畳、古床、古縁)、白木台は差し止めた。切手の有効期限は当日の夜詰までで、例外で切手不要で通行が許されたのは、供の者に持たせた荷物、御用職人の供の者が持つ細工箱である。

このように、物品の出入については、穢れや盗難、そして何より警備上の問題が配慮された。とくに武器類については念入りの改めが求められ、鉄砲については出・入とも事前の連絡(断)が必要だったのである。なお、古帳類は、下勘定所の物品で唯一改めが必要とされたことから、差し止めの理由に情報の漏洩防止もあったと思われる。また、畳が特記されているのは、大手門外に幕府の「御畳部屋」があり、件数が多かったためと推測される。

実際にこうした門の出入の監視を行ったのが、橋台の左右に置かれた下座台(鶴首御橋台左右下座台)、枡形内の番所(舁形張番所)、内門(渡御槽御門下東之方)、内門内の内腰掛、大番所隣にあった勘定奉行所入口に日中置かれた箱番所(勘定所入口箱番所)、の番人である。

まず、鶴首御橋台左右下座台には、犬追中間四人と犬追ささら二本、馬留大細引二筋が配置された。その職務は、開門中に犬が入らないようにささらで追い、また放馬が門内に入ったら、大細引で留めるといいうので、通行者には関わらない。

通行者の取締を行うのは、その先の番人である。まず、枡形内の張番所の足軽番人四人(交代要員も四人)の職務は、出入する不審者や目立つ品を改めることであった。このほか、犬追中間が逃した放馬・犬を追い払い、さらに駆込者を中間二人が、それでも逃した場合には足軽が留

めた。また、外門(冠木門)が夜間閉門中は張番所を閉じ、外門内に設置した箱番所へ二時交代で一人ずつ出て、出入を改め、箱番に詰めた番士(鍵番)の指示を受けて通過させた。また、外廻の番所から火事の連絡があれば、直ちに幕下の小頭まで連絡した。さらに、外門より時々下馬先の様子を監視し、不審者や不穏な様子があれば、早速鍵番へ連絡した。こうして不寝番を勤め、そして、開門後は張番所へ帰って番をした。

内門の立番の職務も、基本的には出入する不審者や目立つ品を改めることであった。とくに、道に迷った者については居所などを尋ねて幕下の足軽小頭に指示を仰ぐこと、宰領のない挟箱の持ち出しを咎め、幕府の徒目付衆の挟箱以外は留め置いて、上番の指図を仰ぐことが記されている。また、夜詰の終了後は、二人ずつ踊の方へ出て、出る者を改めた上で呼び上げ、上番の指図次第で通した。

また、内腰掛の足軽番人は二人ずつ二時交代で昼夜勤めるもので、その主要な職務は大手門―桜田門間の通り抜けの取締であった。このほか、幕下に毎朝の西丸大手門・内桜田門から幕府の徒目付への報告書(「御当番書」)の使者を、夜中は下番中間を連れて持場を時廻りした結果を報告し、また閉門時間(毎晩七半時)などの時刻や出火・消火の知らせ(「火事太鼓」・「しめり鐘」)を連絡した。

このほか、勘定所入口箱番所については職務の詳細は不明だが、おそらく勘定奉行所の警備の応援という性格のものであろう。

(4) 空間の管理

さらに門番の日常の職務としてあげられるのが、空間の管理である。対象となったのは、先述した「持場」であり、この中の下馬先の部分と門内および内腰掛の一部は「掃除場」、堀の石垣と枡形の石垣や土手の一部が「草刈場」・「草取場」となった(前掲図2)。明和七(一七七〇)年段階の絵図によれば、大手門番の持場の北側は姫路藩邸の辻番、南東

は出羽松山藩邸の辻番、北東は三河大浜藩邸の辻番の担当範囲（廻り場）⁽¹⁸⁾であり、武家屋敷と公的空間（路上・土手・堀）を分割して管理を担当していたことがわかる。この持場について、門番は公的空間（路上・土手・堀）の管理、および下馬先の秩序の維持を担った。

持場については、番士二名が足軽二人・棒提中間二人・草履取とともに一日四回（朝五時・昼九時・夕七時・夜五時）見回り、持場の「捨物・御堀浮物・御両門御堀白土落・鵜縄切・瓦落・竹生・松枯枝葉・鍍物損・下馬札添木破・諸番所不法之儀」を確認するとともに、持場外でも「見通之場所」（和田倉御用屋敷後通、内腰掛後通）も「白土落・浮物等、其外相替儀」を見回り、番頭に報告した。また、徒目付も中間小頭を連れて持場を毎日回り、火の元や異変、「草立」、「破損所」などを番頭に報告した。

空間の管理を日常的に担ったのは、さきの内門内の内腰掛とその北の方の土手下、門外の外腰掛の三カ所（北角・中腰掛・不浄口）および新馬建の番人である。

門外の外腰掛の三カ所と新馬建の番人足軽は、それぞれ四人で二人ずつ勤めた。閉門中の夜間は、外腰掛の中腰掛および新馬建の二カ所に集まって二時交代で勤め、半時廻りで持場を見回った。次に示したのは、門番の勤役をはじめの前に、上屋敷の足軽役所で小頭が足軽番人に対して二回読み上げた藩の基本法である（「大手扣」一）。

大手下馬前條目

- 一、高声・高笑為致申間敷事
- 一、多葉粉のませ申間敷事
- 一、売買物為致申間敷事
- 一、扇子・かさ・忍ひ体仕候者改可申事
- 一、手拭かふらせ申間敷事

一、人陰ニ寝候者改可申事

一、足出させ申間敷事

一、肩ぬかせ申間敷事

一、馬八重ニ建させ申間敷事

一、内桜田と大手通りぬけ為致間敷事

一、御番所二居候者膝を直し不礼成体仕間敷候、若不法成者於有之者、品ニより相番之者迄可為曲事

一、侍之下知違背仕間敷候、若無理成指図有之候ハ、小頭又ハ番頭

江可相届事

一、食替り仕候節路次小頭と一趣ニ参、脇寄仕間敷事

右之條々、急度可相守者也

享保十六年亥八月

このように、門外の番人の主要な職務は下馬先の秩序の維持であった。このほか、下馬の通り抜けや、放れ馬の捕縛を行い、また御鷹・御馬の出入の際には持場内で先払いを勤めた。このほか、外の状況を門内に伝達した。出火・消火の知らせ（「火事太鼓」・「しめり鐘」）はすぐに幕下の鉄砲番所まで（夜中は内門まで）、急の惣下座の格の者の登城は上番所に、夜間の半時廻りは内門の箱番に連絡している。

また、中間は、毎朝下馬先の掃除を行い、塵などがあればいつでも捨てるよう、命じられていた。老中の登城・退出の前と暮前の毎日三回、「御番所前広場・外形・鵜首」に水打を行っている。

2 儀礼

江戸城の外部空間との最終ラインである大手三門は、江戸城の儀礼に際し、城門の中で、警備と儀礼の演出という最も重要な役割を担った。

「年中記」（「大手扣」五）によれば、大手門のかかわる定例行事は、年

表4 天明3(1783)年の庄内藩の下座の規定
(前掲「大手叩帳」二より作成)

| 格 | 相手 | 下座する者 |
|---------------------|--|-------------------|
| 諸番所惣下座之御方様(足輕番人士下座) | 日光御門主、随宜楽院宮(公遵法親王)、勅使御両卿、院使、撰家、親王。同(親王)御門跡、御三家、同(御三家)御嫡 | 家老、中老、組頭、小姓頭、大手番頭 |
| 諸番所惣下座之御方様 | 老中、所司代、御側御用人、若年寄 | 同上 |
| 5人下座(末座二御番士1人残) | 松平加賀守(加賀藩主)、松平肥前守(佐賀藩主) | 用人、留守居、物頭 |
| 2人下座(番頭并下座之番士1人下) | 細川越中守(熊本藩主)、松平安芸守(広島藩主)、松平下総守(桑名藩主)、松平筑前守(福岡藩主) | — |
| 番頭下 | 松平摂津守(高須藩主)、松平左京大夫(西条藩主)、松平掃部頭(尾張藩主嫡子)、松平弾正大弼(高須藩主嫡子)、松平左近将監(紀州藩主嫡子)、松平内蔵頭(岡山藩主)、松平隠岐守(松山藩主)、大坂御城代、立花丹後守(柳川藩主嫡子)、松平越中守(白河藩主)、榊原式部大輔(高田藩主)、戸田采女正(大垣藩主 当年のみ)、奥平大膳大夫(中津藩主)、鳥居播磨守(壬生藩主嫡子)、酒井大学頭(出羽松山藩主)、御相番、西九大手御番主、内桜田御番主 | 大手番頭 |

間でのべ六九日であった(表3)。内訳は、將軍家治の「御成」一六日(上野(寛永寺)五日・増上寺四日・紅葉山六日・遠御成一日)、嫡子家斉単独の「御成」一日(上野一日)、主に在府大名による毎月の月並出仕二一日、正月・五節句・三季献上などの儀礼での出仕二四日、その他四日(中橋天王祭礼・山王祭礼・神田祭礼・年末の門の掃除)、ほか勅使(上巳の節句と重複)となっている。定例の「御成」は中止となることもあったが、このほかに鷹狩など臨時のものも加わるため、実際には回数さらには多くなる⁽¹⁹⁾。また、月次出仕(「御礼」)については他行事の重複で出仕がない一日分について「出仕留立番」を行った。さらに、外交使節の応接が加わることとなる。これらの行事では、当番の大名が門内の警備を担当するのみならず、さらに、非番の大名も門外の警備(「外固」)にあたった。

表3 大手門番の年中行事
(前掲「大手叩」五より作成)

| 日 | 行事 |
|-----------|---|
| 1/1 | 年始之祝 |
| 1/2 | 年始之祝 |
| 1/3 | 年始之祝 |
| 1/3 | 話初 |
| 1/4・5 | ●例年、遠御成 |
| 1/6 | 寺社御礼 |
| 1/7 | 若葉の御祝儀 |
| 1/10 | ●上野惣御霊屋御成 |
| 1/11 | 御具足祝儀 |
| 1/15 | 月並御礼 |
| 1/17 | ●紅葉山御霊屋御成(大納言とも) |
| 1/20 | ●上野惣御霊屋御成(大納言) |
| 1/24 | ●増上寺御霊屋御成(大納言とも) |
| 1/28 | 月並出仕 |
| 2/1 | 日光御鏡頂戴(日光門主登城) |
| 2/15 | 月並御礼 |
| 3/3 | 上巳の祝儀 |
| | 勅使御対顔 |
| | 勅使御馳走御能 |
| | 御返答 |
| 3/15 | 月並御礼 |
| 4/1 | 月並御礼 |
| 4/15 | 月並御礼 |
| 4/17 | ●紅葉山御霊屋御成(大納言とも) |
| 不時 | 御参勤・御暇 |
| 4/28 | 月並御礼 |
| 4/20 | ●上野 大猷院御霊屋御成 |
| 4/晦 | ●増上寺 有章院御霊屋御成 |
| 5/1 | 月並御礼 |
| 5/2 | 端午 御時服惣献上 |
| 5/5 | 端午御礼 |
| 5/8 | ●上野 巖有院御霊屋御成 |
| 5/15 | 月並御礼 |
| 5/17 | ●紅葉山御霊屋御成 |
| 6/1 | 月並御礼 |
| 6/7 | ☆中橋天王祭礼神輿御橋台居候節、帰輿之節、御番士より当番所へ口上届 |
| 6/12 | ●増上寺 惇信院御霊屋御成 |
| 不時 | 御参勤・御暇 |
| 6/15 | ☆山王祭礼(隔年) 獅子留 |
| 6/16 | 嘉定御祝儀 |
| 6/20 | ●上野 有徳院御霊屋御成 |
| 7/1 | 月並御礼 |
| 7/7 | 七夕御礼 |
| 7/14 | ●紅葉山御霊屋御成 |
| 7/28 | 月並御礼 |
| 8/1 | 八朔御礼 |
| 8/15 | 月並御礼 |
| 9/1 | 月並御礼 |
| 9/2 | 重陽 御時服惣献上 |
| 9/8 | ●上野 湊明院御霊屋御成 |
| 9/9 | 重陽御礼 |
| 9/15 | 月並御礼 |
| 9/15 | ☆神田祭礼(隔年)「御輿御橋台へ居り節帰輿之節、両度御番士を以当番所へ御届、獅子留 |
| 9/17 | ●紅葉山御霊屋御成 |
| 10/1 | 月並御礼 |
| | 玄猪 |
| 10/14 | ●増上寺 文昭院御霊屋御成 |
| 10/15 | 月並御礼 |
| 11/1 | 月並御礼 |
| 12/1 | 月並御礼 |
| 12/15 | 月並御礼 |
| 12/17 | ●紅葉山御霊屋御成 |
| 12/21 | 歳暮 御時服惣献上 |
| 12/26・27頃 | 御門洗御門扉等拭之、御節松致持参置、晦日早朝立之 |
| 12/28 | 月並御礼 |
| 12/晦 | 追儺 |

*行事の項の●は將軍家の御成を、☆は町人の祭礼を示す。

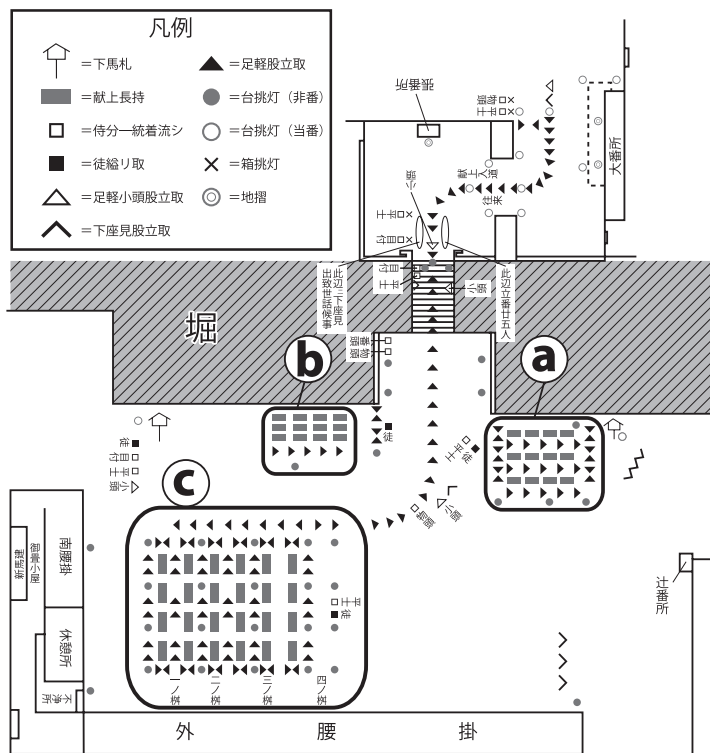


図3 三季惣献上の対応（前掲「大手御勤番中絵図」より作成）

では、御成について上野寛永寺への参詣をみておこう。「大手扣」の段階では、寛永寺参詣は、惣参詣（二月一日）・家光墓所（四月二〇日）・家綱墓所（五月八日）・吉宗墓所（六月二〇日）・家治墓所（九月八日）の年五回である。実施の連絡は担当大名に二日前に届き、さらに関連する一三カ所の門番に回達された。当番の大名は、持場を見回り、前日中に修復を済ませた。翌朝七半時（朝五時）に番人が交代した後、藩主が六時（朝六時）に供揃いで門に出仕した。藩主到着時には藩士が下座をしたが、これは礼の秩序を再構築しようとした荻生徂徠が批判する「私の下座」である。藩主は、六時半時（七時）に番所に詰め、五半時（九時。暑中は一時早まる）に御成を下座で迎えた。

次に仕出については、とくに通過者の格によって挨拶（下座）を変える（表4）という対応が重要である。ここでは、最も秩序の維持が求められたと思われる三季惣献上（五月二日端午・九月二日重陽・一二月二一日歳暮）の非番の「外固」をみておきたい（図3）。まず下座見などが九時半（朝一時）、足軽以下が八時（朝二時）に門に行き、七時（四時）には下馬揃が始まる。開門前の六時前（六時前）になると照明（台挑灯三四張）と立番人の配置によって、各家が献上品の長持を置いて待機する場所を設定する。待機場所は、長持の門内への「繰入」の順序（秩序）に従って、a御三家・連枝・老中・若年寄・所司代・大坂城代（・松平大炊頭・稲葉越中守・側衆・溜間詰）、b両本願寺・喜連川（・松平大炊頭 時宜により取扱）、c「枱」（一〜四 台挑灯で区画）の大きくは三方所に分かれていた。非番の門番にあたる大名は、交代要員も入れて一八九人にのぼり、二カ所に屏風を立てて世話役足軽・下座見（・抱下座見）・呼継中間によって献上者の家を識別し、待機場所へ「案内」し、六半時の開門より順次各家と長持を門に入れた。非番の大名家も多数の者を供出し、かつ献上者を判断して秩序を保つという能力

が求められたのである。

3 火事

宝曆二(一七五二)年九月の規定によれば、当番の大名は、曲輪内の出火はもちろん、曲輪外でも大火の場合や、風が烈しい時に城内の風上で出火があった場合も早速番所へ出動した。さらに、遠くの火事であっても大火、あるいは老中が登城すれば出動した。そして、こうした出動に備え、当番大名は遠方には出かけることは許されなかった。

非番の大名は基本的には待機したが(「火事大鉢之儀者、非番者見合罷出間敷事」)、曲輪内の出火には早速出動し、新馬建の方に詰めた。また曲輪外の出火でも、当番より促された場合は出動した。外出中に出動するほどの出火があれば、家来を先に返し、自身は出先から直接出動した。

しかし、出動が過剰となったのか、寛政四(一七九二)年閏二月の触によって出動の対象が明確化された。⁽²¹⁾同触では、門番と火之番は、出火で役職者と江戸城近くの屋敷拝領者が登城した時に動していたが、今後は城近辺の出火か特別の大火以外は、寛永寺・増上寺や御三家の屋敷の出火で登城があっても出動しないよう指示している。そして、大手門番の対象の火事として三段階が設定された。まず、当番・非番とも詰める対象は、山下門を除く内郭門の内側の火事であった。次に当番・非番とも人数を揃えて老中の登城を確認して出動するのが、内郭門外で門に隣接した武家屋敷や町からの出火であった。老中が詰中の出火の場合には、城内の様子を百人出張番所と力より聞いて判断した。さらに、神田三河町辺りを東限として、外郭門内の出火では、老中が登城次第、当番・非番とも出動した。そして、このほかの火事については、風向きや状況次第で老中の登城があれば当番・非番とも出動した。また、寛永寺・増上寺・御三家屋敷の出火で老中が登城した後に状況が変わった場合、当番

より非番に連絡し、共に出動した。

このように、門番の防火とは、あくまでも江戸城への延焼を防ぐことであった。そして、防火のみならず、門番にとっては老中をはじめ登城する大名・幕臣や、参集してくる火消を整理することが重要だったと考えられる。

三 勤務の実態と意識—内桜田門の「置帳」から

では、こうした大手三門の勤務の実態をみていきたい。大手門の「置帳」はまとまった形では未確認のため、ここでは主に同じ大手三門の一つである内桜田門の「置帳」(「内桜田」)⁽²²⁾をとりあげ、「大手扣」が成立した天明期以前の記載について検討する。

1 通行取締の弛緩

門番の本来の最大の職務は、城の防衛にあった。しかし、実際には江戸城の御殿に侵入した者がいた。すでに幕末の商人が、御用で鑑札を使用して入った商人に手代として付き添って潜り込んだ際の記述が、江戸城内の「観光」として紹介されている。⁽²³⁾観光として成立していたのかは不明だが、こうした正規の手続きを利用した者のみならず、実際に大手三門より内に紛れ込んだ者がいた。内桜田門の「置帳」では「紛者」として、宝永六(一七〇九)年四月二三日の本丸御殿の事例(「御本丸御殿之内へ紛者罷通」)を皮切りに、元禄五(一六九二)年より文政九(一八二六)年まで一七件が確認できる。紛者は、「侍鉢」のほか「町人鉢」「百姓鉢」とさまざまであった。すでに正徳三(一七一三)年五月には、内桜田門に対して、「紛者不入」が、「不審成者」・迷いこんだ者(「道違二御門之内江人候者」)の留め置きとともに触れられている。さらに、「道違之者」の判定基準は「何御門与心得不案内二間違入候由」

で、百人出番所より大手門番に身柄を渡され、大手門番が取調を担当することが制度化していた。⁽²⁴⁾ 大手三門が誤って通過させてしまうことは決して稀なことではなかったのである。

大手門の状況もみておこう。寛政一〇(一七九八)年二月一日に、玄関前の門番所で「紛者」として留められた武州入間郡蓑和田村百姓清藏方彦四郎が、同日四時に「大手御門」に紛入ったことが発覚し、「全ク見落候儀にて一同不念二候」として、老中松平伊豆守の指示で町奉行村上肥後守より松代藩留守居が呼び出され、注意を受けている。⁽²⁵⁾ また、文化元(文政元)一八〇四(一八)年の「置帳」の抜き書きでは、三件の紛者が確認できる。文化二年閏八月四時に見つかった紛者は「中間躰」で、問い合わせを受けた当番の松代藩は、通常ならば声をかけるところ、「大勢出入御座候二付見落候儀難斗」と説明している。紛者の身柄は目付より町奉行所に引き渡され、目付より「以来右躰之者無之様可相勅旨」を申し渡されている。また、同五年八月には、内桜田門の番頭と大手門番の姫路藩の番頭が徒目付に呼び出された。そして、大手門より朝の開門と同時に紛れ入って玄関前まで達した「乱心躰」の者(武州栗原郡百姓六兵衛弟七兵衛)について、「見損候段等閑之事」として以後の改めの徹底を申し渡されている。そして、同一四年九月には、暁七時半頃に紛れ入った「紺かすり木綿単物着二拾四・五才位之町人躰之男」について、当番の庄内藩の物頭が同様の注意を受けている。

庄内藩の規定(「大手扣」)によれば、出入に対する例外規定があった。たとえば、夜詰終了後の出入が混み合った場合には多少の名前の不一致を見逃すところある(「惣而御断多込合候節者、名前左衛門・右衛門与之少し計之違二不泥相通申候」)。また、能や大晦日の晩の賄人足は何回かに分かれて来るため、個々の判鑑の引き合わせは手間取るといふ理由で行わず、届けの合計人数に達したら、以後は通さないとしている。さらに、

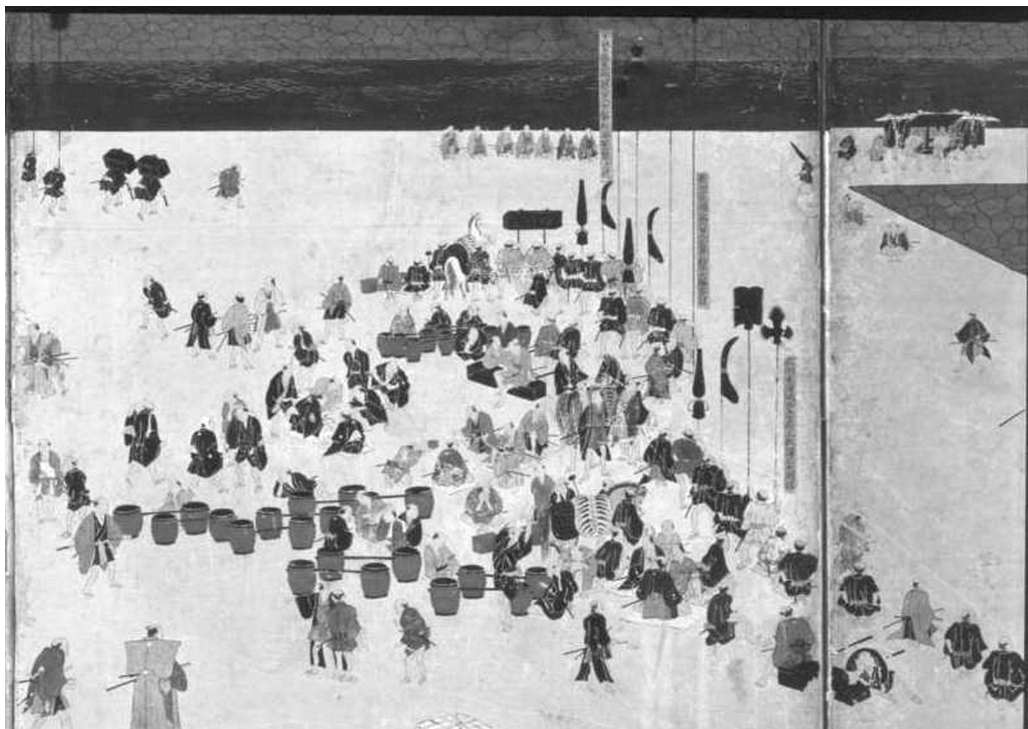


図4 下馬先の侍待(弘化4(1847)年「江戸城登城風景図屏風」国立歴史民俗博物館蔵)

*主人の帰りを待つ侍待。挟箱に腰掛ける者、あくびをする者、飲食をする者、博奕に興じる者などがみえる。画面右の先には、内桜田門がある。

当日の夜の断で通過する者については、出・入をする者、出のみの者、入のみの者をそれぞれ数えず、出の人数と入の人数で合計して管理することとしている。いずれも夜間の通行に関するものであるが、こうした対応は、通常においても、通過者が多数の際には、行われていた可能性があるだろう。

2 下馬先空間の展開

前章でみたように、門外の番人の重要な職務は、下馬先の秩序の維持であった。しかし、すでに一七世紀末より一八世紀初頭には徹底されていなかった。

足の踏み出し、挟箱への腰掛け、喫煙などの供待の「不作法」の取締は、元禄年間より目付から頻繁に命じられている。しかし、たび重なる指示にもかかわらず、実際には取締は行われていなかった（去ル廿三日御小人目付を以被仰渡候得共、腰掛辺に而今朝もたはこ給候躰御役人中見被申候間、尚以急度制度可仕）（元禄六（一六九三）年一〇月「内桜田」四）（図4）。

また、煮売・商物についても取締の指示が出されたが、「下馬煮売・商物等相見申候間、左様成類無之様ニ可申付由」を若年寄から命じられるほど、実際には常態化していた（正徳二（一七二二）年二月「内桜田」五）。下馬先の一角を占めた坂下門付近は、厳密には内桜田門の持場ではなかったが、「今日ニ限候義ニ而ハ無之候得共、惣而坂下御門近所ニ煮売之者相見候由」として咎められている（宝永二（一七〇五）年一二月「内桜田」四）。ついに享保一六（一七三一）年六月には、「下馬并御曲輪之内」に集まる「売物」について、「多不集様ニ可被申付候事」という触が⁽²⁷⁾出されており、もはや彼らを排除することは断念したと思われる。さらに、享保一九（一七三四）年五月には、老中の登城時



図5 下馬先の商人と見物客（前掲「江戸城登城風景図屏風」）

* 画面中央に行列を見る見物人が、また画面下段中央には露天の居酒屋が描かれている。

にもかかわらず、「外腰掛タ小出信濃守辻番所之辺ニ商人少々口論杯致候様ニ在之候、其節何レヨリも番人等も出可制事ニ候処、無其義相見候、此段御目付中様御目ニ掛り御不審ニ付」と、下馬先での商人の口論を黙認した門番と辻番を担当した藩が、目付より注意を受けている（「内桜田」二）。秩序の維持すら逸脱しかねない状況となったことがうかがえる（図5）。

こうした商人の客は、侍待の者たちのみならず、各大名の行列を見ようと集まった見物人であった。享保一四（一七二九）年五月の渡来象の通行の際には「見物人影敷」、目付による足軽への指示も「少々出固と申二而ハ無之、見物之人を扨申二而も無之、道を明通申候処、象通過候而跡タ人大勢付参候を留候様ニ」というものであった。しかし、見物人が多すぎたため、象の周りに足軽を二〇人、侍を四・五人出して人を留め、何とか通行させたという（「大勢之儀故留り兼申候付、囲置候足軽廿人余・侍四五人差出、立切差留申候、象往来無滞通り申候」「内桜田」六）。特殊な例ではあるが、外国使節の行列などの際には、同様の人出となったと考えられる。

享保六（一七二一）年には、大手門においては下馬札を一〇間、内桜田門では下馬札を二〇間下げて設置し、下馬の位置を門から離す処置をとった（「内桜田」二）。理由は示されていないが、上記の「不作法」の侍待や、見物人、見物人と侍待をあてこんだ商人を少しでも門から離す意図があった可能性は高いだろう。

3 空間の管理の重視

空間の管理に関する幕府の目付―徒目付―小人目付の指示は、じつは「置帳」の記事の中で最も多く、口頭による子細な指示まで収められている。

まず重視されたのは、路面や土手、松の維持管理である。次に示したのは、元禄一五（一七〇二）年の平戸藩が勤務中の小人目付の見分と指示である（「内桜田」四）。

九月十七日

松浦老岐守

一、御目付中様タ御小人目付を以、内桜田御番所掃除場雨天ニ而水溜高下在之所如何仕候、并草薙之事御尋被成候、則掃除場の傍示被致見分候、水溜候処少々之儀ハ砂利土入致平均候、大分二成候ハ、其節御伺可申上与奉存候由、御請書指出候、高見之草ハ御番所ヨリハ薙不申旨口上ニ而申上候、又候右同人参、掃除場の図可差出旨被申則差出候、控御帳箱へ入置申候、其後御徒目付・御小人目付召連被参、掃除場の図向方ニ罷成候間、間為積候処有之間、立合候様被申聞、者頭立合申候、此方之掃除場与越中守様御屋敷溝迄之間、間ヲふみ五間程と定、最前差出候図ニ書付被帰候

右より、掃除場の指定は、目付とその配下によって行われていたことがわかる。掃除場の境界は傍示杭で示され、図で申し渡されていた。また、掃除場については、先で見たような恒常的な掃除のほか、「水溜」部分の整地や、草刈が求められ、報告や指示の伺いなど、同様に目付とその配下に管轄されていたのである。

「下馬前掃除場水溜り候所」の整地は、すでに元禄一〇年八月に「今日迄之義ニハ無之、連々心掛」とされているように、恒常的な職務であった（元禄一〇（一六九七）年八月二一日「内桜田」四）。その後も安永七（一七七八）年閏七月に雨天の際も普段も通行に支障のある「大砂利・瓦かけ等」を除去し、平坦でないところは修復する旨が命じられている（「内桜田」三）。

除草については、徒目付の中に担当（草掛徒目付）が設けられるようになった。寛延四（一七五二）年三月には、外門・内門・大番所の塀や

外腰掛の屋根に草が生えた際には、当番の草掛徒目付へ届け、除草も報告するとしている〔内桜田〕三三。実際の対象は持場外にもおよび、宝暦一二（一七六二）年五月には再触として、持場外でも廻り場より見える堀・石垣や屋根の草生について同様の対応を求められている。

さらに、土手の上に植えられた松についても、門番は同様に管理しなければならなかった。すでに元禄一四年三月には、小人目付より「例年之義」としながら、「松二蔦・雁之巢」がかけられたら直ちに取り扱うことが命じられている〔内桜田〕三三。また、延享二（一七四五）年四月には、松を植えたので草刈りの際には留意し、松枯が発生した際には当番所に届けるよう、目付より指示が出されている〔内桜田〕三三。さらに寛延元（一七四八）年閏一〇月には、「持場倒木・枯枝等」の届け先を従来の徒目付から、今後は当番徒目付と「掛之御徒目付」二名に書付で届けることが目付より命じられている〔内桜田〕三三。掛の徒目付とは、おそらく松を管轄した松掛徒目付であろう。

また、門や石垣・窓を汚すため、鵜への警戒が命じられている。番所には、「鵜威之弓・縄張」も備えられていた。元禄九年一〇月には、「内桜田御番所支配の場」に鵜が付いた際には、老中の退出後に追い払うことが命じられた〔内桜田〕四。さらに、元文四（一七三九）年六月には、恒常的な鵜への警戒と徒目付への「何方ニ泊候之段」の報告が求められている〔内桜田〕三三。

このほか、除雪（元禄一五（一七〇二）年一二月四日〔内桜田〕四）、など指示は子細にわたっている。延享元（一七四四）年一月に目付から小人目付を介して伝えられた指示は、番所裏の芝のもぐら穴を常に直せというものであった（御番所裏持場芝間之内むぐらもり候所不絶直候様可仕旨）〔内桜田〕三三。

このように、「置帳」には、空間の維持に関わる目付らの指示が詳細

に記されている。それは、先例として重視したためであろう。すでに紹介したように、内曲輪門の門番役を勤めた大名家に残された勤務マニュアル「御番所余時向鏡咄連」は、「掃除等きれいに候得者御番入念候段相知候」といった条文から始められている。大手三門の門番についても同様の意識があったと考えられる。

4 番人の請負化

以上の江戸城門番の機能低下の要因として、番人の請負化があげられることがある。市川寛明は、請負商人である人宿の史料より、幕末の桑名藩の大手門番に関する請負の詳細を実証的に検討した。本稿とのかわりでは、市川は①儀礼のない平日の当番勤務では、桑名藩士四人に對して、抱下座見二人・雇足軽六四人・雇中間六六人の計一四二人が人宿から雇用されていること、②このうち下座見がリーダー的な存在であり、人宿の寄子でありながら相続を果たしており、イエを形成してい

表5 天明3（1783）年の門番人数
（前掲「大手扣」二より作成）

| 身分 | 請取の行列の人数 | 詰人数 |
|------|----------|-----|
| 侍 | 15騎 | 13 |
| 徒士 | 2 | 2 |
| 足軽小頭 | 6 | 3 |
| 下座見 | 6 | 6 |
| 抱下座見 | | 8 |
| 抱足軽 | | 6 |
| 並足軽 | 86 | 50 |
| 中間小頭 | 2 | 1 |
| 中間 | 49 | 56 |
| 合計 | 166 | 145 |

1) 行列については、ほかに貸人・呼次中間・又者を除いた。

貸人は、番頭に足軽4人・中間4人、物頭に中間2人、目付に足軽1人・中間2人、番士（250石・200石以下も同じ）に足軽1人・中間2人となっている。

2) 詰人数の中間の内訳は、詰切32人・詰切抱13人・夜番11人である。

る可能性があることを明らかにした上で、③式日・火番や当番・非番等によって詰めるべき人数が一四パターンも存在し、請負化の進展はこうした詰人数の複雑さによると論じた。²⁹⁾ただし、市川は番人の実際の配置については課題としている。これは、請負側(人宿)の史料という制約によるものであろう。

庄内藩の場合、天明三(一七八三)年の通常の当番勤務は一四五名で(表5)、うち侍身分は一三人であった。そして、足軽以下については、抱は下座見八人、足軽六人(枅形に四人・外腰掛北角に二人)、中間一三人にすぎない。抱下座見の配置は大番所の幕下と枅形・内腰掛、藩の下座見が幕下・門下・枅形・内腰掛・勘定口・外腰掛北門・新馬建であった。また内腰掛以外の抱下座見は藩の下座見と、抱足軽も並足軽とともに勤めており、その配置からみても補助的な性格が強いと思われる。

ところが、「寅卯年」(寛政六・七(一七九四・九五)年もしくは文化二・三(一八〇五・〇六)年)以降に抱足軽三十人を入れ、足軽の総数も減らし、さらに文化六・七年には中間すべてを、また同九年には門下の番人足軽も雇人とした。その結果、文政一(一八二八)年八月には、大番所と勘定所入口箱番所以外の詰番人はすべて雇足軽となったのである。³⁰⁾大番所に詰める藩士・足軽小頭ら以外、最前線の番人である足軽とその補助である中間はほぼ雇用了した者で占められるという状況になった。これは市川が明らかにした桑名藩の事例と同様だが、直接番人に指示を出し統括する足軽小頭が藩の者であった点に注目したい。また、徒目付などの幕府役人や他門番との接遇、文書の作成、鍵の管理はあくまでもひきつづき大番所の上之間・中之間に詰めた藩士が担っている。一般化できるかは課題であるが、全面的な雇用に至るのは一九世紀に入ってからであること、また雇用された集団と藩士をつなぐ存在が藩の足軽小頭であり、最終的な判断はやはり藩士が下していたことは重要である。

つまり、大手門番の場合、庄内藩の事例で見える限り、門番の機能低下は請負化以前から生じていたのである。また一方で、かなりの部分が請負化しても藩の統制を逸脱してしまっただけではなかったのである。

むすびにかえて

本稿では、大手三門について、その職務の詳細と勤務の実態を検討した。通行の改め、都市の番としての側面を持った空間の維持・管理、御成、火事への対応といった基本的な職務は前稿で検討した他の城門と同様であるが、最後に、内曲輪門など他の諸門と異なる点をまとめておきたい。

冒頭で述べたように、大手三門が他の城外の城門と決定的に異なるのは、江戸城の正門として都市社会との最終的な境界であったという点である。このため、大手三門では通行者や運搬物を極めて限定し、出入の改めは厳重に行った。また、火災に際しても登城者や参集する火消の整理で重要な役割を果たした。そして城内に接するという点で、大手門の場合、幕臣との連絡も密であった。門の開閉や通行者の改めについて、三之門およびそこに詰める幕臣(百人組)と連動を図り、朝夕も挨拶をしている。また、大手三門は毎日の報告を徒目付に提出していた。

さらに、境界である三門の前には下馬先という見物の「広場」、儀礼空間が形成されることとなった。下馬先という空間は、意図的に作られた儀礼空間ではない。実際の儀礼が行われる空間は、江戸城内に閉じている。しかし、諸大名や外交使節の行列の終着点はこの下馬先であることから、いわば権力の集中を示す場として民衆から受けとめられ、結果的には儀礼空間の周縁として立ち現れることとなったのである。³¹⁾したがって、大手三門は他の門と同様の空間の管理・維持のみならず、とりわけこの儀礼の円滑な遂行と空間の管理が重要な職務となった。下馬先の管

理は目付の管轄下におかれ、ひんぱんに指示が出された。こうした中で、防衛とともに、職務として儀礼の遂行と儀礼空間の維持が重視されるようになっていったと考えられる。

実態としては、すでに一七世紀末には、通行の取締、および儀礼にかかわる職務とともに弛緩が始まる。しかし、大手三門は城と都市社会の境界として機能し続けたのである。

〔注〕

- (1) 松平太郎『江戸時代制度の研究』、武家制度研究会、一九一九年。
- (2) 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉―参勤交代制と江戸勤番―」『関東近世史研究』四二号、一九九八年。
- (3) 南和男『江戸の社会構造』、塙書房、一九六九年。市川寛明「江戸城大手門の警衛と人宿」『東京都江戸東京博物館研究報告』一四号、二〇〇八年。
- (4) 渡辺浩「御威光」と象徴」『思想』七四〇、一九八六年。千田嘉博「集大成としての江戸」『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年。前掲市川論文。
- (5) 松尾美恵子「江戸城門の内と外」『東京都江戸東京博物館研究報告』一二号、二〇〇六年。
- (6) 岩淵「江戸の勤めと暮らし」の江戸城門番の項（『参勤交代』、東京都江戸東京博物館、一九九七年）。岩淵「泰平の世の『番』」（『江戸の危機管理』新人物往来社、一九九七年）。岩淵「江戸城警衛と都市」『日本史研究』五八三（二〇一一年、以下前稿と略記）。
- (7) 「大手三門」は史料用語ではないが、「三番所」（『柳営秘鑑』〈汲古書院、一九八一年〉、天保一一（一八四〇）年『殿居囊』、文化九（一八一一年）『要箇辨志年中行事』〈国文学研究資料館蔵〉、「三御番所」（『大手勤仕録』都立中央図書館蔵）、「三大手」（『鍛冶橋御門申合帳』・『呉服橋御門申送帳』八戸市立図書館蔵）と別称されることに基づき、本稿ではこ

のように表記することとする。

- (8) 「大手扣」（全六冊）・「大手要領」・「大手御勤番中諸絵図」・「大手御門置付帳抄」ほか（すべて鶴岡市立郷土資料館蔵閑散文庫）。「大手扣」には、「天明三年卯六月 加賀山衛士・関茂大夫」（巻一）の記載がある。関は四〇〇石の庄内藩士で、九年前の安永二（一七七四）年に江戸城大手番頭を勤めており（『庄内人名事典』、庄内人名辞典刊行会、一九八六年）、「大手御門置付帳抄」の記事でも化政期にも門番を代表して幕府の徒目付らに対応していることが確認できる。よって、おそらく勤務上の必要から作成したものであろう。閑散文庫本は写本であり、その後の情報に朱書で追記されていることから、作成後、藩士の間で共有され、利用されていったと考えられる。なお、他の史料の作成者は不明であるが、やはり同様の経緯で作成されたと思われる。
- (9) 「置帳」は、門番を勤める大名たちが自発的に作成を始めた記録で、目付からの書面や口頭での指示、ほか先例を書き留めたものである（前稿参照）。
- (10) 前掲「要箇辨志年中行事」。
- (11) なお、城門の総数については、慶応の調査で九二門という村井益男氏の『国史大事典』・『江戸城』（中央公論社、一九六四年）の記述が通説化しているが、これは小野清『徳川制度史料』（六合館、一九二七年）の集計を近世期の書上と誤読したもので、典拠は不明である。ちなみに、近世の史料では、「御城内御番所」として、中雀門・中之門・大手三門を別記したうえで、ほか二六門（『柳営秘鑑』「要箇辨志年中行事」）、二七門（『官中秘策』）、『殿居囊』はさらに六門（西丸吹上門・吹上門・吹上御鷹門・吹上植木門・吹上新御門・西丸中仕切門）を加えた記述があるが、番所を基準にした数で、小さい門をすべて網羅した合計数は示されていない。
- (12) 松尾美恵子「近世前期江戸城と江戸の防衛」（『シンポジウム歴史のなかの絵図Ⅴ「江戸と江戸城」口頭報告、二〇一〇年、本誌に論文を掲載）。
- (13) 前掲拙稿。
- (14) 「下馬下乗之橋迄召連候人数覚」（『大手扣』二）。

- (15) 拙稿「江戸城登城風景をめぐる二つの表象―名所絵と歴史画のあいだ―」『年報都市史研究別冊 江戸とロンドン』山川出版社、二〇〇七年。下馬見物の実例については、「庄内藩江戸勤番武士の行動と表象」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五五、二〇一〇年)を参照。
- (16) 「門帳」(東京都立中央図書館蔵)は照合用の帳面と推測される。
- (17) 「御門出入略」(大手控)三 所収。
- (18) 前掲「大手御勤番中諸絵図」所収。辻番の廻り場については拙著『江戸武家地の研究』(塙書房、二〇〇四年)第II部第一章を参照。
- (19) 深井雅海『図解江戸城をよむ』(原書房、一九九七年、二〇三頁)によれば、元禄一〇(一六九七)年の綱吉が三五回、享保一〇(一七二五)年の吉宗が二六回(うち御鷹野が一六回)、家斉が二三回(文化一〇(一八一三)年)であった。なお、前稿において月並登城と紅葉山御成の回数について誤りがあった。ここに訂正したい。
- (20) 「大手御番所御讓書并御相番様被仰合書之事」(「大手扣」一)。
- (21) 「大手要領」(鶴岡市立郷土資料館蔵)。
- (22) 「内桜田」(国文学研究資料館蔵館林藩秋元家家臣福井家文書)。元禄五(二六九二)年より文政九(二八二六)年までの全二一冊の写本が残されている。以下、引用にあたっては、本文中に「内桜田」一」という形で巻数を示すこととする。
- (23) 氏家幹人『江戸の女の底力』、世界文化社、二〇〇四年。
- (24) 内藤家文書「内桜田御口上断 御門出入之部」(明治大学博物館蔵内藤家文書)。取調については、マニユアルが「大手御徒目付筆記類集」上(嘉永元(一八四八)年成立、鶴岡市立郷土博物館蔵)に記されている。
- (25) 「江戸町奉行申渡書」(国文学研究資料館蔵真田家文書)。
- (26) 前掲「大手御門置付帳抄」。ちなみに、大手門の「置付帳」(「置帳」)は天明八(一七八八)年に成立し(天明八申年、小笠原様・真田様御番中置付帳出来候)「大手扣」二、天明三(一七八三)年時点では、宝永六(一七〇九)年一二月から寛延二(一七四九)年までおよそ四〇年分(「古来抄書」、寛延三(一七五〇)年正月から安永七(一七七八)年五月までおよそ二九年分(二九冊)、安永七年六月から天明三(一七八三)年六月までのおよそ六年分(六冊)の計七五冊が「置付帳長持人八棹」に収納されていた(「大手扣」一・六)。
- (27) 『寛保御触書集成』八五一。大手三門に限定したものではないが、「下馬」とされていることから、対象に入っていたことは確実であろう。
- (28) 東京大学法制史資料室蔵信州小諸藩番所覚書外文書。前稿を参照されたい。
- (29) ちなみに、氏が注目した下座見の一人込山藤七は、文政一二(一八二九)年の記事では庄内藩が抱者の割り振りを頼んでおり(是迄御抱者勤割込山藤七へ申達)「大手扣」二、また明治二年五月の辻番請負組合・同四年の宿組合に単独で登場することから(前掲拙著二六二頁)、かなり独立性が高い者と思われる。むしろ、米屋の孫請けの形も考えられるのではないだろうか。
- (30) 「諸番所并勝手御抱者人数」(「大手扣」二)。もともと、請負化以前の門番足軽が、藩邸で一括して雇用した足軽の中から出されている可能性も否定できないが、この点については今後検討したい。
- (31) 前掲拙稿「江戸城登城風景をめぐる二つの表象」。
- 〔付記〕本稿は、「歴史のなかの地図Ⅴ 江戸と江戸城―市民社会と政治文化」の報告をもとにしたものである。その後同報告の成果も一部取り込んで、日本史研究会大会個別報告を行った(「江戸城警衛と都市」『日本史研究』五八三、二〇一一年)。このため、論点や叙述の内容が一部重複していることをお断りしておきたい。